

「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表

改定案	現行
<p><b>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第二部 適正な電力取引についての指針</b></p> <p><b>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p> <p><b>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</b></p> <p><b>1 考え方</b></p> <p>平成7年の電気事業制度改革では、卸電力事業への参入規制が原則撤廃され、電力の卸売市場（以下「卸電力市場」という。）が自由化された。独立系発電事業者は、一般電気事業者が実施する卸電力入札に参加することで卸電力市場への参入が可能となった。しかしながら、電気事業者が自己で電源を保有する場合には、投資決定から発電所の開発・稼働に至るまで一定の時間が必要であり、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、火力や水力、原子力等の多くの発電所を保有し、発電電力量の大宗を占める状態が続いている。</p> <p>また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は、依然として一般送配電事業者の供給区域内で高い市場シェアを有しており、自己又はグループ内の発電部門との内部取引に加えて、他の発電事業者との長期かつ固定的な相対契約を維持している。</p> <p>加えて、卸電力取引所における取引量は増加傾向にあり、<u>小売販売電力量の3割から4割程度に達しているものの、小売電気事業者が小売供給に必要な電気を卸電力市場から十分確保できる環境が整備されたとははいえない。</u></p>	<p><b>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第二部 適正な電力取引についての指針</b></p> <p><b>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p> <p><b>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</b></p> <p><b>1 考え方</b></p> <p>平成7年の電気事業制度改革では、卸電力事業への参入規制が原則撤廃され、電力の卸売市場（以下「卸電力市場」という。）が自由化された。独立系発電事業者は、一般電気事業者が実施する卸電力入札に参加することで卸電力市場への参入が可能となった。しかしながら、電気事業者が自己で電源を保有する場合には、投資決定から発電所の開発・稼働に至るまで一定の時間が必要であり、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、火力や水力、原子力等の多くの発電所を保有し、発電電力量の大宗を占める状態が続いている。</p> <p>また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は、依然として一般送配電事業者の供給区域内で高い市場シェアを有しており、自己又はグループ内の発電部門との内部取引に加えて、他の発電事業者との長期かつ固定的な相対契約を維持している。</p> <p>加えて、卸電力取引所における取引量は増加傾向にあるものの、<u>依然として小売販売電力量の数パーセントを占めるにとどまるなど、小売電気事業者が小売供給に必要な電気を卸電力市場から十分確保できる環境が整備されているとはいえない。</u></p>

改 定 案	現 行
<p><u>令和2年度冬期の市場価格高騰時においては、卸電力取引所で売り切れ状態が継続的に発生し、スパイラル的に価格市場価格が上昇した結果、一部の小売電気事業者において供給力を確保できない事態も生じた。</u></p> <p>電気事業制度改革の目的である小売電気料金の最大限の抑制、電気の利用者の選択機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するためには、電力の小売市場において公正かつ有効な競争が行われる必要があり、そのためには<u>更なる卸電力市場の活性化や市場の公正性・透明性の向上</u>が不可欠である。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 卸電力取引所の活性化</p> <p>卸電力市場については、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者による長期の相対契約が大宗を占める構造に大きな変化はみられないが、自由化の進展に伴い卸電力の取引形態は多様化し、市場の流動性が徐々に高まっている。</p> <p>電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事業制度の骨格」(平成15年2月15日)において、投資リスクの判断の一助となる指標価格の形成、需給ミスマッチ時の電力の販売・調達手段の充実等、事業者のリスクマネジメント機能を強化するため、卸電力取引所の設立が提言された。これを受けて、平成17年4月から<u>一般社団法人日本卸電力取引所において卸電力取引市場が開設され、同法人は平成28年4月に電気事業法に基づき卸電力取引所として経済産業大臣による指定を受けている。卸電力取引所が開設する卸電力市場は、卸電力取引の担い手の全てが参加し得るマーケットであり、卸電力市場の中で重要な役割を担っている。こうしたことから、一般社団法人日本卸電力取引所は、卸電力取引所における取引で不正な行為又は不当な価格形成がないかということを常に監視し、取引の公正を確保することが望まれる。</u></p> <p>卸電力取引所の活用については、電力システム改革専門委員会報告書において、必要な適正予備率を確保した上で、余力は原則全量を卸電力取引所に投入することが適当であるとされており、平成25年3月以降、これを踏まえた一般電気事業者であった9社の自主的な取組が行われている。</p>	<p><u>このような状況であることから、多くの小売電気事業者にとって小売供給に必要な電気を確保することは、現状では必ずしも容易ではない。</u></p> <p>電気事業制度改革の目的である小売電気料金の最大限の抑制、電気の利用者の選択機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するためには、電力の小売市場において公正かつ有効な競争が行われる必要があり、そのためには卸電力市場の活性化が不可欠である。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 卸電力取引所の活性化</p> <p>卸電力市場については、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者による長期の相対契約が大宗を占める構造に大きな変化はみられないが、自由化の進展に伴い卸電力の取引形態は多様化し、市場の流動性が徐々に高まっている。</p> <p>電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事業制度の骨格」(平成15年2月15日)において、投資リスクの判断の一助となる指標価格の形成、需給ミスマッチ時の電力の販売・調達手段の充実等、事業者のリスクマネジメント機能を強化するため、卸電力取引所の設立が提言された。これを受けて、平成17年4月から卸電力取引所における実際の取引が開始された。取引量は<u>いまだ少ないものの、卸電力取引の担い手の全てが参加し得るマーケットであり、平成28年4月からは電気事業法に基づく指定法人となり得ることも受けて、卸電力市場の中で重要な役割を担うことが期待される。また、平成28年4月からインバランス料金が卸電力取引所での相場(以下「市場相場」という。)を反映した価格となることから、卸電力取引所は、卸電力取引所における取引で不正な行為又は不当な価格形成がないかということを常に監視し、取引の公正を確保することが望まれる。</u></p> <p>卸電力取引所の活用については、電力システム改革専門委員会報告書において、必要な適正予備率を確保した上で、余力は原則全量を卸電力取引所に投入することが適当であるとされており、平成25年3月以降、これを踏まえた一般電気事業者であった9社の自主的な取組が行われている。</p>

改 定 案	現 行
<p>電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとっては、電源調達の多様化という観点から卸電力取引所における取引は重要であり、常時バックアップの役割が卸電力取引所における取引等に移行される場合には、更にその重要性は高まるものと考えられる。また、卸電力取引所におけるスポット取引等は、余剰電力の入札先及びインバランスの発生を未然に防ぐための電源調達先として、当該小売電気事業者の事業継続に欠かせない機能を有している。</p> <p>卸電力市場の活性化のためには、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、余剰電力を積極的に卸電力取引所に投入することが重要である。また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、発電事業者による卸電力取引所への電力の投入を不当に妨げることは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となりやすい。</p>	<p>電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとっては、電源調達の多様化という観点から卸電力取引所における取引は重要であり、常時バックアップの役割が卸電力取引所における取引等に移行される場合には、更にその重要性は高まるものと考えられる。また、卸電力取引所におけるスポット取引等は、余剰電力の入札先及びインバランスの発生を未然に防ぐための電源調達先として、当該小売電気事業者の事業継続に欠かせない機能を有している。</p> <p>卸電力市場の活性化のためには、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、余剰電力を積極的に卸電力取引所に投入することが重要である。また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、発電事業者による卸電力取引所への電力の投入を不当に妨げることは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となりやすい。</p>
<p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>卸電力取引所における取引及び相対契約を含めた卸電力市場の活性化のためには、市場の健全性と公正性を確保し、市場参加者の信頼を得ることで、市場参加者の増加や取引量の拡大につなげていくことが重要である。一般に、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者は、自己の需要をカバーできる十分な電源を保持していない場合も多く、常時バックアップや部分供給に加え、卸電力取引所を通じた電力の調達や発電事業者との相対契約を締結する必要がある。</p> <p>しかしながら、卸電力市場において相場操縦が<u>行われれば取引価格や市場の流動性に影響を与える可能性があり</u>、また、発電ユニットの停止情報等の卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を一部の電気事業者のみが知る状況では、市場に対する不信感から新規参入者が参入を断念する事態等につながりかねない。<u>このことから、将来の市場の予見性の向上、市場参加者・需要家の市場に関する理解・信頼性の向上を図ることが望まれる。</u></p> <p>そのため、卸電力市場において相場操縦やインサイダー取引を行うこと及び卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を公表しないことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにし、<u>また、発電に関する情報を広く公開することを求めていくことによって、卸電力市場の透明性の向上を確保していくことが必要である。</u></p>	<p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>卸電力取引所における取引及び相対契約を含めた卸電力市場の活性化のためには、市場の健全性と公正性を確保し、市場参加者の信頼を得ることで、市場参加者の増加や取引量の拡大につなげていくことが重要である。一般に、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者は、自己の需要をカバーできる十分な電源を保持していない場合も多く、常時バックアップや部分供給に加え、卸電力取引所を通じた電力の調達や発電事業者との相対契約を締結する必要がある。</p> <p>しかしながら、卸電力市場において相場操縦が<u>行われる可能性があり</u>、発電ユニットの停止情報等の卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を一部の電気事業者のみが知る状況では、市場に対する不信感から新規参入者が参入を断念する事態等につながりかねない。</p> <p>そのため、卸電力市場において相場操縦やインサイダー取引を行うこと及び卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を公表しないことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにし、卸電力市場の透明性の向上を確保していくことが必要である。</p>

改 定 案	現 行
<p>(4) (略)</p> <p>(5) 需給調整市場の透明性</p> <p>需給調整市場は、一般送配電事業者が供給区域内の需給バランス・周波数調整を行うために必要な調整力を、区域をまたいで全国的に調達し運用するための仕組みである。需給調整市場の開設により、調整力の分野においても区域を越えた発電事業者等の競争が発生し、それを通じて、全国大のメリットオーダーに基づく最適な調整力の調達・運用が実現することが期待される。</p> <p>需給調整市場における公正かつ有効な競争を通じ、調整力の価格がコストや需給状況を適切に反映したものとなることは、調整力の適切な運用を確保する上で極めて重要であり、また、令和4年度以降は調整力の限界的な kWh 価格をインバランス料金に引用していることから、インバランス料金の公正性という観点からも重要である。</p> <p>しかしながら、需給調整市場においては、当面、以下の理由から、競争が限定的となる場合が多く発生すると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いくつかの地域間連系線において、高い頻度で空き容量がない状況が発生すると見込まれ、その場合には、市場分断が発生すること。</li> <li>○ 現状、各区域において調整力を提供する事業者が限定されているため、市場分断が発生した場合には、競争が限定的な区域が発生すること。</li> </ul> <p>したがって、需給調整市場の適正な価格形成を確保するため、需給調整市場において相場操縦を行うことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにする。</p> <p>また、市場支配力を有する可能性の高い事業者においては、適正な価格形成をより確実に確保するため、競争的な市場であった場合に合理的となる行動を常にとるよう配慮することが適当である。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 需給調整市場の透明性</p> <p>需給調整市場は、一般送配電事業者が供給区域内の需給バランス・周波数調整を行うために必要な調整力を、区域をまたいで全国的に調達し運用するための仕組みである。需給調整市場の開設により、調整力の分野においても区域を越えた発電事業者等の競争が発生し、それを通じて、全国大のメリットオーダーに基づく最適な調整力の調達・運用が実現することが期待される。</p> <p>需給調整市場における公正かつ有効な競争を通じ、調整力の価格がコストや需給状況を適切に反映したものとなることは、調整力の適切な運用を確保する上で極めて重要であり、また、令和4年度以降は調整力の限界的な kWh 価格をインバランス料金に引用することから、インバランス料金の公正性という観点からも重要である。</p> <p>しかしながら、需給調整市場においては、当面、以下の理由から、競争が限定的となる場合が多く発生すると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いくつかの地域間連系線において、高い頻度で空き容量がない状況が発生すると見込まれ、その場合には、市場分断が発生すること。</li> <li>○ 現状、各区域において調整力を提供する事業者が限定されているため、市場分断が発生した場合には、競争が限定的な区域が発生すること。</li> </ul> <p>したがって、需給調整市場の適正な価格形成を確保するため、需給調整市場において相場操縦を行うことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにする。</p> <p>また、市場支配力を有する可能性の高い事業者においては、適正な価格形成をより確実に確保するため、競争的な市場であった場合に合理的となる行動を常にとるよう配慮することが適当である。</p>
<p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 卸電力取引所の活性化</p>	<p><b>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 卸電力取引所の活性化</p>

改 定 案	現 行
<p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>小売電気事業者が活発な競争を行うためには、常に電力を市場から調達できる環境が必須であり、そのためには、以下の①及び②に示されるように、各電気事業者が卸電力取引所を積極的に活用し、市場の流動性を高めていくことが期待される。</p> <p>また、卸電力取引所は、電力の卸取引の機会の拡大及び卸取引の指標として適正な価格の形成を図ることにより円滑な卸取引に資することを目的とする法人として経済産業大臣から指定を受けていることに鑑み、電気事業法に基づく売買取引数量等の公表（<u>電気事業法第99条の5</u>）に加え、以下の③及び④に示されるように、卸電力取引所内の取引の適切性について監視を行うとともに、取引情報の公開を実施することが望まれる。</p> <p>①から④ （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>（3）卸電力市場の透明性</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>① 法令遵守体制の構築</p> <p>（略）</p> <p>② 発電実績の公開</p> <p><u>卸電力市場の透明性、市場参加者の予見性向上のため、十分な発電情報が公開されることが望ましい。具体的には、発電事業者は、合理的な理由があると認められる場合を除き、認可出力10万kW以上の発電ユニットについて、一般送配電事業者及び広域機関が構築・運用していくシステムを通じ、30分コ</u></p>	<p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>小売電気事業者が活発な競争を行うためには、常に電力を市場から調達できる環境が必須であり、そのためには、以下の①及び②に示されるように、各電気事業者が卸電力取引所を積極的に活用し、市場の流動性を高めていくことが期待される。</p> <p>また、卸電力取引所は、電力の卸取引の機会の拡大及び卸取引の指標として適正な価格の形成を図ることにより円滑な卸取引に資することを目的とする法人として経済産業大臣から指定を受け得ることに鑑み、電気事業法に基づく売買取引数量等の公表（<u>電気事業法第99条の4</u>）に加え、以下の③及び④に示されるように、卸電力取引所内の取引の適切性について監視を行うとともに、取引情報の公開を実施することが望まれる。</p> <p>①から④ （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>（3）卸電力市場の透明性</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p> <p>○ 法令遵守体制の構築</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>

改 定 案	現 行
<p><u>マゴとの発電量を、電源種別・発電方式とともに、発電実績がユニットごとに実需給後5日以内に公開されるようにすることが望ましい。</u></p> <p>③ <u>スポット市場における売り札</u></p> <p><u>スポット市場においては、シングルプライスオークション方式の下、市場支配力を行使することができる供給者（プライスメーカー）が存在しない状況を前提とすれば、市場支配力を有さない供給者（プライステイカー）にとっては余剰電力の全量（注1）を限界費用（注2）で市場供出することが利益及び約定機会を最大化する経済合理的な行動と考えられる。一方で、プライスメーカーが存在する場合、当該プライスメーカーが入札価格の引き上げ行為や売惜しみ行為により約定価格を上昇させるおそれがある。したがって、卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましい。このように行動している限りにおいて当該事業者は、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当しないものとする。</u></p> <p><u>また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（注3）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。</u></p> <p><u>（注1）余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要（自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計）・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう。</u></p> <p><u>（注2）限界費用とは、電力を1kWh 追加的に発電する際に必要となる費用をいい、燃料費等がこれに当たる。なお、限界費用における燃料費について、卸電力市場への入札によって燃料が消費されることで将来的な需要に対</u></p>	<p>(新設)</p>

改 定 案	現 行
<p> <u>応するために追加的な燃料調達を行う必要が生じるときであって、当該価格・量での燃料の追加的な調達が合理的であると客観的に確認可能な場合には、燃料の追加的な調達費用を考慮し得る。また、限界費用の考え方について、燃料制約の発生時においては、非両立性の関係（スポット市場で約定すると他の機会では販売できないという関係）が成立することを前提とし、当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能な場合には、将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得る。</u> </p> <p> <u>（注3）市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が継続して高い連系線（具体的には、北海道本州間連系設備、東京中部間連系設備、及び、中国九州間連系線）により4区分した地理的範囲において、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）が20パーセントを超える、又は、当該範囲における主要な供給者（Pivotal Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者のことをいう。</u> </p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 相場操縦</p> <p>卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</p> <p>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（仮装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと</p> <p>○ 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたら</p>	<p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 相場操縦</p> <p>卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</p> <p>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（仮装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと</p> <p>○ 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたら</p>

改 定 案	現 行
<p>す取引を実行すること又は実行しないこと</p> <p>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）</p> <p>上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。</p> <p>○ 市場の終値を自己に有利なものとするを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引（削る）</p> <p>○ 他の電力に関係した取引（例えば、<u>電力先物取引</u>など）を自己に有利なものとするを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させる行為</p> <p>○ 市場相場をつり上げる又はつり下げを目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場をつり上げる場合等）</p> <p>○ 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること</p> <p>○ その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>す取引を実行すること又は実行しないこと</p> <p>○ 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）</p> <p>上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。</p> <p>○ 市場の終値を自己に有利なものとするを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引</p> <p>○ <u>取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとするを目的として変動させる行為</u></p> <p>○ 他の電力に関係した取引（例えば、<u>先物電力取引</u>など）を自己に有利なものとするを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させる行為</p> <p>○ 市場相場をつり上げる又はつり下げを目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場をつり上げる場合等）</p> <p>○ 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること</p> <p>○ その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
<p><b>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方</b></p>	<p><b>Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方</b></p>

改 定 案	現 行
<p>(略)</p> <p><b>V  他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p> <p><b>附則 本指針の適用</b></p> <p><u>令和4年11月14日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p> <p><u>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</u></p> <p><u>当分の間、本指針の適用開始の前月から直近5年間の各月において地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が一定の値を超える月がある場合には連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、総発電容量の50パーセントを超える発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を保有する電気事業者は、第二部Ⅱ2（3）ア③に規定する市場支配力を有する可能性の高い事業者と判定される電気事業者とみなす。なお、当該一定の値については、5パーセントとし、1年ごとに分断発生状況等を確認した上で見直しを検討する。</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>V  他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</b></p> <p>(略)</p> <p><b>附則 本指針の適用</b></p> <p><u>令和4年3月31日の改定後の本指針は、令和4年4月1日から適用する。</u></p>